

先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、業務方法書第65条第1項並びに清算・決済規程第37条第1項並びに指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「指数先物特例」という。）第49条及び第60条の2、個別証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例（以下「個別証券オプション特例」という。）第70条及び第84条の2並びに指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「指数オプション特例」という。）第57条及び第68条の2の規定に基づき、指数先物取引、個別証券オプション取引及び指数オプション取引（以下「先物・オプション取引」という。）に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等について、必要な事項を定める。

2 この規則の変更は、取締役会の決議により行う。ただし、変更の内容が軽微な場合は、この限りでない。

(定義)

第2条 この規則において「オプション取引」とは、本所の開設する取引所金融商品市場における個別証券オプション取引又は指数オプション取引をいう。

- 2 この規則において「取引参加者」とは、取引参加者規程第2条第3項に規定する先物取引等取引参加者をいう。
- 3 この規則において「先物・オプション取引に係る債務」とは、先物・オプション取引の決済に係る金銭の支払債務及び個別証券オプション取引における権利行使による決済に係る有価証券の引渡債務並びにその他の先物・オプション取引に関して負担すべき債務をいう。
- 4 この規則において「取次者」とは、取引参加者に先物・オプション取引の委託をした顧客が、金融商品取引業者である場合であって、当該委託が取引参加者に対する先物・オプション取引の委託の取次ぎによるものであるときの当該顧客をいう。
- 5 この規則において「申込者」とは、取次者に委託の取次ぎの申込みをした者をいう。
- 6 この規則において「S P A N」とは、Chicago Mercantile Exchangeが開発した証拠金計算方法であるS P A Nをいう。
- 7 この規則において「非居住者」とは、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第6号に規定する居住者以外の自然人及び法人をいう。
- 8 この規則において「清算参加者」とは、業務方法書第4条第1項第1号に規定する先物・オプション清算資格を有する清算参加者をいう。
- 9 この規則において「非清算参加者」とは、業務方法書第9条に規定する非清算参加者のうち先物取引等取引参加者であって、先物・オプション清算資格を有していない者をいう。
- 10 この規則において「指定清算参加者」とは、業務方法書第9条に規定する指定清算参加者のうち非清算参加者が先物・オプ

ション取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託先として指定した者をいう。

11 この規則において「支払不能による売買停止等」とは、次の各号に掲げる措置をいう。

(1) 取引参加者規程第43条第3項の規定に基づく有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止の措置

(2) 次のa又はbに掲げる措置が行われた場合における取引参加者規程第47条第1項の規定に基づく有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）の停止の措置

a 業務方法書第27条の3の規定に基づく清算資格の取消し又は債務の引受けの停止（同第28条第4項の規定に基づくポジション保有状況の改善指示に違反した場合（その具体的なおそれがあると認められる場合を含む。）等本所が債務履行確保の観点から特に必要と認めた場合に限る。）

b 業務方法書第68条第5項の規定に基づく債務の引受けの停止

12 この規則において「取引日」とは、指数先物特例第2条第6号に規定する取引日又は指数オプション特例第3条第6号に規定する取引日をいう。

（証拠金の目的）

第3条 取引証拠金は、この規則で定めるところにより、清算参加者が本所に対して支払い若しくは引き渡すべき先物・オプション取引に係る債務、非清算参加者が清算参加者に対して支払い若しくは引き渡すべき先物・オプション取引に係る債務又は

顧客が取引参加者に対して負担する先物・オプション取引に係る債務（顧客が取次者である場合は、申込者が顧客に対して負担する先物・オプション取引に係る債務を含む。）の履行を確保するためのものとする。

- 2 証拠金（前項の取引証拠金を除く。）は、この規則で定めるところにより、顧客が取引参加者に対して負担する先物・オプション取引に係る債務の履行を確保するためのものとする。
- 3 本所、清算参加者、非清算参加者又は取次者である顧客は、前2項に規定する債務につき不履行が発生した場合には、取引証拠金又は証拠金に対する権利を行使し、当該債務の弁済に充当することができる。

（S P A Nパラメーター）

第4条 S P A Nにより証拠金を計算するために必要な変数等は、本所が定める。

第2章 清算・決済規程関係

第1節 取引証拠金等

第1款 清算参加者の取引証拠金等

（自己分の取引証拠金の預託）

第5条 清算参加者は、自己の計算による指數先物取引の売付け若しくは買付け又はオプション取引の売付けが成立した場合は、次項に規定する自己分の取引証拠金所要額以上の額の取引証拠金を、本所が定めるところにより、本所に預託しなければ

ならない。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用預託することができる。

2 自己分の取引証拠金所要額は、自己分のネット・オプション価値の総額が正の場合は、自己分のＳＰＡΝ証拠金額から当該自己分のネット・オプション価値の総額を差し引いて得た額とし、自己分のネット・オプション価値の総額が負の場合は、その絶対値の額を自己分のＳＰＡΝ証拠金額に加えて得た額とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 自己分のＳＰＡΝ証拠金額

先物・オプション取引に係る自己の計算による建玉（その日（指数先物取引又は指数オプション取引にあっては、その日に終了する取引日。以下この号において同じ。）の建玉確定処理（業務方法書47条、第53条及び第58条の規定により、転売又は買戻しに係る数量を決済に係るものとして減じる処理をいう。以下同じ。）の後の建玉をいう。以下建玉の取扱いにおいて同じ。）について、ＳＰＡΝにより計算した証拠金額をいう。

(2) 自己分のネット・オプション価値の総額

次のa又はbに掲げる自己分の買オプション価値の総額から自己分の売オプション価値の総額を差し引いて得た額をいう。

a 自己分の買オプション価値の総額は、自己の計算による買建玉が売建玉を上回るオプション取引の銘柄のそれぞれについて、次の(a)及び(b)に定めるところにより算出した額の合計額とする。

- (a) 個別証券オプション取引については、自己の計算による買超数量（買建玉が売建玉を上回るときの買建玉と売建玉の差引数量をいう。以下同じ。）にその日の当該銘柄の清算価格（次条に規定する清算価格をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得た額に、当該銘柄に係る個別証券オプション1単位のオプション対象証券の数量（個別証券オプション特例第4条第2項に規定する個別証券オプション1単位のオプション対象証券の数量をいう。以下同じ。）を乗じて算出した額
- (b) 指数オプション取引については、自己の計算による買超数量にその日に終了する取引日の当該銘柄の清算価格を乗じて得た額に、当該銘柄に係る取引換算額（指数オプション特例第4条第3項に規定する取引換算額をいう。以下同じ。）を乗じて算出した額
- b 自己分の売オプション価値の総額は、自己の計算による売建玉が買建玉を上回るオプション取引の銘柄のそれぞれについて、次の(a)及び(b)に定めるところにより算出した額の合計額とする。
- (a) 個別証券オプション取引については、自己の計算による売超数量（売建玉が買建玉を上回るときの売建玉と買建玉の差引数量をいう。以下同じ。）にその日の当該銘柄の清算価格を乗じて得た額に、当該銘柄に係る個別証券オプション1単位のオプション対象証券の数量を乗じて算出した額
- (b) 指数オプション取引については、自己の計算による売超数量にその日に終了する取引日の当該銘柄の清算価格を

乗じて得た額に、当該銘柄に係る取引換算額を乗じて算出した額

(清算価格)

第6条 本所は、オプション取引の各銘柄について、その日（指數オプション取引にあっては、取引日をいう。この項において同じ。）の中立会（個別証券オプション取引にあっては、立会をいう。この項及び第13条第3号において同じ。）の終了後に、その日の清算価格を定める。

2 前項の清算価格は、次の各号に掲げる場合ごとに、当該各号に定める数値とする。

(1) 本所が定める時間帯において立会による約定値段（ストラテジー取引による約定値段を除く。以下この項において同じ。）がある場合

当該約定値段のうち最終の約定値段

(2) 前号に定める約定値段がない場合

本所が理論価格として算出した数値

(3) 前2号の価格が本質的価値に満たない場合

当該本質的価値（当該本質的価値が呼値の単位の整数倍でないときは、当該本質的価値に最も近接する呼値の単位の整数倍の値段に切り上げる。）

(4) 前3号に定める数値が清算価格として適当でないと本所が認める場合

本所がその都度定める数値

3 前項の本質的価値は、次の各号に掲げるオプション取引の区分に従い、当該各号に定める数値をいう。

(1) 個別証券オプション取引

個別証券プットオプションに係る銘柄にあっては、権利行使価格がその日のオプション清算値段（個別証券オプション特例第38条に規定するオプション清算値段をいい、当該オプション対象証券の人的分割に係る権利落の期日（業務規程第24条第1項（当該オプション対象証券が他の金融商品取引所の上場有価証券である場合には、当該他の金融商品取引所における当該規定に相当する規定。）に規定する権利落（人的分割による株式を受ける権利に限る。）として定める期日をいう。）以後で当該個別証券オプションに係る指定市場（個別証券オプション特例第7条第2項に規定する指定市場をいう。）における最初の約定値段（以下「人的分割による権利落後始値」という。）が決定した日にあっては、本所が定める値段とする。以下この号において同じ。）を上回っている場合の権利行使価格から当該オプション清算値段を差し引いて得た数値をいい、個別証券コールオプションに係る銘柄にあっては、権利行使価格がその日のオプション清算値段を下回っている場合の当該オプション清算値段から権利行使価格を差し引いて得た数値をいう。

(2) 指数オプション取引

指数プットオプションに係る銘柄にあっては、権利行使価格がその日のオプション清算数値（指数オプション特例第37条に規定するオプション清算数値をいう。以下同じ。）を上回っている場合の権利行使価格から当該オプション清算数値を差し引いて得た数値をいい、指数コールオプションに係る銘柄にあっては、権利行使価格がその日のオプション清算数値

を下回っている場合の当該オプション清算数値から権利行使価格を差し引いて得た数値をいう。

(委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金の預託)

第6条の2 清算参加者は、顧客の委託又は非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく指数先物取引の売付け若しくは買付け又はオプション取引の売付けが成立した場合は、第17条第2項に規定する委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額以上の額の取引証拠金を、本所が定めるところにより、本所に預託しなければならない。

(委託分の取引証拠金の預託)

第7条 清算参加者は、顧客が差し入れた取引証拠金の全部を当該顧客の代理人として、本所が定めるところにより、本所に預託しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、清算参加者は、顧客が取引証拠金を差し入れた日から起算して4日目（休業日（業務方法書第3条第1項に規定する休業日をいい、同条第4項に規定する臨時休業日を含む。以下同じ。）を除外する。以下日数計算において同じ。）の日までの間においては、当該顧客が取引証拠金として差し入れた金銭の額及び有価証券の時価評価額（取引証拠金の預託を行う日の前々日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）における時価（別表第2項に規定する時価をいう。以下同じ。）により評価した額（当該有価証券がアメリカ合衆国財務省証券である場合には、その時価を取引証拠金の預託を行う日の前々日における東京外国為替市場の対顧

客直物電信買相場の1米ドル当たりの円貨額により円貨に換算した額)をいう。次項並びに第8条の2第2項及び第3項において同じ。)の合計額に相当する額以上の自己の金銭をもって取引証拠金として、本所が定めるところにより、本所に預託することができる。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用差入れすることができる。

3 清算参加者は、顧客が委託証拠金を預託した場合においては、当該顧客が委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額に相当する額以上の自己の金銭をもって取引証拠金として、本所が定めるところにより、本所に預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用預託することができる。

4 前3項の場合において、各顧客が清算参加者に取引証拠金として差し入れた又は委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券を代用価格(取引証拠金の預託を行う日の前々日における時価に別表第2項に定める率を乗じた額(当該有価証券がアメリカ合衆国財務省証券である場合は、その時価に同項に定める率を乗じた額を取引証拠金の預託を行う日の前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の1米ドル当たりの円貨額により円貨に換算した額)をいう。第8条の2第4項及び第14条の3第7項において同じ。)により評価した額の合計額が第34条第2項に規定する当該顧客の証拠金所要額に満たないときは、当該清算参加者は、当該証拠金所要額から当該顧客が差し入れた取引証拠金又は預託した委託証拠金を差し引いた額以上の自己の金銭をもって取引証拠金として、本所が定めるところにより、本所に預託しなければならない。こ

の場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用預託することができる。

(取次者に係る取引証拠金の預託に関する特則)

第8条 前条第1項の規定にかかわらず、清算参加者は、顧客が清算参加者に差し入れた取引証拠金が申込者の代理人として差し入れたものである場合は、その全部を当該申込者の代理人として、本所が定めるところにより、本所に預託しなければならない。

(有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金の預託)

第8条の2 清算参加者は、非清算参加者が差し入れた取引証拠金の全部を当該非清算参加者又は当該非清算参加者の顧客の代理人として、本所が定めるところにより、本所に預託しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、清算参加者は、非清算参加者が自己分の取引証拠金を差し入れた日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）までの間においては、当該非清算参加者が取引証拠金として差し入れた金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額に相当する額以上の自己の金銭をもって取引証拠金として、本所が定めるところにより、本所に預託することができる。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用預託することができる。

3 清算参加者は、非清算参加者が非清算参加者証拠金（第14条の3第6項に規定する非清算参加者証拠金をいう。以下第14条の2までにおいて同じ。）を預託した場合においては、当該非

清算参加者が非清算参加者証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額に相当する額以上の自己の金銭をもって取引証拠金として、本所が定めるところにより、本所に預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用預託することができる。

4 前3項の場合において、各非清算参加者が清算参加者に取引証拠金として差し入れた又は委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券を代用価格により評価した額の合計額が第17条第3項の規定により当該非清算参加者の取引証拠金所要額として非清算参加者が申告した額に満たないときは、当該清算参加者は、当該取引証拠金所要額から当該非清算参加者が差し入れた取引証拠金又は預託した非清算参加者証拠金を差し引いた額以上の自己の金銭をもって取引証拠金として、本所が定めるところにより、本所に預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用預託することができる。

(有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金のうち取次者に係る取引証拠金の預託に関する特則)

第8条の3 前条第1項の規定にかかわらず、清算参加者は、非清算参加者が清算参加者に差し入れた取引証拠金が申込者の代理人として差し入れたものである場合は、その全部を当該申込者の代理人として、本所が定めるところにより、本所に預託しなければならない。

(取引証拠金の預託時限)

第9条 第5条から前条まで（第6条を除く。）の規定による取引証拠金の預託は、指数先物取引の売付け若しくは買付け又はオプション取引の売付けが成立した日（指数先物取引又は指数オプション取引にあっては指数先物取引の売付け若しくは買付け又は指数オプション取引の売付けが成立した取引日の終了する日）の翌日の正午までに行うものとする。

（取引証拠金の維持）

第10条 清算参加者は、自己分の取引証拠金として本所に預託されている金銭の額及び有価証券を代用価格（計算する日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）における時価に別表第2項に定める率を乗じた額（当該有価証券がアメリカ合衆国財務省証券である場合は、その時価に同項に定める率を乗じた額を計算する日の前日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の1米ドル当たりの円貨額により円貨に換算した額）をいう。次項、第4項及び第7項において同じ。）により評価した額の合計額が自己分の取引証拠金所要額に満たない場合は、その不足額以上の額を、自己分の取引証拠金として、不足額が生じた日の翌日の正午までに、本所が定めるところにより、本所に追加預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用預託することができる。

2 清算参加者は、委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金として本所に預託されている金銭の額及び有価証券を代用価格により評価した額の合計額が委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額に満たない場合は、その不足額

以上の額を、委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金として、不足額が生じた日の翌日の正午までに、本所が定めるところにより、本所に追加預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用預託することができる。

- 3 清算参加者は、第7条第1項から第3項まで又は第8条の規定により顧客に係る取引証拠金として本所に預託している金銭の額及び有価証券の時価評価額（計算する日の前日における時価により評価した額（当該有価証券がアメリカ合衆国財務省証券である場合は、その時価を計算する日の前日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の1米ドル当たりの円貨額により円貨に換算した額）をいう。以下この項、第5項において準用する第8条の2第2項及び第3項、本条第6項及び第15条において同じ。）の合計額が、当該顧客が取引証拠金として差し入れた又は委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額に満たない場合には、その不足額以上の額を、委託分の取引証拠金として、不足額が生じた日の翌日の正午までに第7条第1項から第3項まで又は第8条に準じて本所に追加預託しなければならない。
- 4 各顧客が取引証拠金として差し入れた又は委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券を代用価格により評価した額の合計額が第34条第2項に規定する当該顧客の証拠金所要額に満たないときは、清算参加者は、その不足額以上の額を、委託分の取引証拠金として、不足額が生じた日の翌日の正午までに第7条第4項に準じて本所に追加預託しなければならない。
- 5 清算参加者は、第14条の2、第14条の3第3項から第6項ま

で又は第14条の4の規定により非清算参加者が当該清算参加者に差し入れるべき取引証拠金に不足額が生じた場合において、当該非清算参加者が当該不足額以上の額の取引証拠金を追加差入れしたときは、当該取引証拠金の全部を不足額が生じた日の翌日の正午までに、第8条の2第1項から第3項まで又は第8条の3に準じて本所に追加預託しなければならない。

6 清算参加者は、第8条の2第2項（前項において準用する場合を含む。）及び第3項（前項において準用する場合を含む。）の規定により非清算参加者に係る取引証拠金として本所に預託している金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額が、当該非清算参加者が自己分の取引証拠金として差し入れた又は非清算参加者証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計に満たない場合には、その不足額以上の額を、非清算参加者の自己分又は非清算参加者の委託分の取引証拠金として、不足額が生じた日の翌日の正午までに前項において準用する第8条の2第2項又は第3項に準じて本所に追加預託しなければならない。

7 各非清算参加者が取引証拠金として差し入れた又は非清算参加者証拠金として預託した金銭の額及び有価証券を代用価格により評価した額の合計額が第17条第3項の規定により当該非清算参加者の取引証拠金所要額として非清算参加者が申告した額に満たないときは、清算参加者は、その不足額以上の額を、取引証拠金として、不足額が生じた日の翌日の正午までに第8条の2第4項に準じて本所に追加預託しなければならない。

(取引証拠金の区分及び管理方法)

第11条 第5条から前条まで（第9条を除く。）の取引証拠金の預託は、次の各号に掲げる取引証拠金に区分して行うものとする。

- (1) 清算参加者が自己の計算による先物・オプション取引につき本所に預託する取引証拠金（以下「清算参加者自己分の取引証拠金」という。）
- (2) 清算参加者が顧客の委託に基づく先物・オプション取引につき本所に預託する取引証拠金（以下「清算参加者委託分の取引証拠金」という。）のうち、顧客から当該清算参加者に取引証拠金として差し入れられたもの（次号に定める取引証拠金を除く。以下「清算参加者委託分の取引証拠金（直接預託分）」といふ。）
- (3) 清算参加者委託分の取引証拠金のうち、申込者が顧客に取次証拠金を預託した場合において、当該顧客から清算参加者に当該取次証拠金に相当する取引証拠金として差し入れられたもの（以下「清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）」といふ。）
- (4) 清算参加者委託分の取引証拠金のうち、前2号に定めるものの以外のもの（以下「清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）」といふ。）
- (5) 指定清算参加者が、非清算参加者の自己の計算による先物・オプション取引につき本所に預託する取引証拠金（以下「非清算参加者自己分の取引証拠金」という。）のうち、当該非清算参加者から当該指定清算参加者に取引証拠金として差し入れられたもの（以下「非清算参加者自己分の取引証拠金（直接預託分）」といふ。）

- (6) 非清算参加者自己分の取引証拠金のうち、前号に定めるもの以外のもの（以下「非清算参加者自己分の取引証拠金（差換預託分）」という。）
- (7) 指定清算参加者が、非清算参加者の顧客の委託に基づく先物・オプション取引につき本所に預託する取引証拠金（以下「非清算参加者委託分の取引証拠金」という。）のうち、当該顧客から当該非清算参加者に取引証拠金として差し入れられたもの（次号に定める取引証拠金を除く。以下「非清算参加者委託分の取引証拠金（直接預託分）」という。）
- (8) 非清算参加者委託分の取引証拠金のうち、申込者が顧客に取次証拠金を差し入れた場合において、当該顧客から非清算参加者に当該取次証拠金に相当する取引証拠金として差し入れられたもの（以下「非清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）」という。）
- (9) 非清算参加者委託分の取引証拠金のうち前2号に定めるもの以外のもの（以下「非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）」という。）
- 2 本所は、第5条から前条まで（第9条を除く。）の規定により本所に預託される取引証拠金について、前項各号に規定する区分により管理を行うものとする。

（緊急取引証拠金の預託）

第12条 指数先物取引の相場が、日中立会の本所が定める時間において本所が定める基準を超えて変動した場合その他本所が必要と認めた場合は、清算参加者は、自己分の取引証拠金として本所に預託している金銭の額及び有価証券を代用価格（前々

日における時価に別表第2項に定める率を乗じた額（当該有価証券がアメリカ合衆国財務省証券である場合は、その時価に同項に定める率を乗じた額を前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の1米ドル当たりの円貨額により円貨に換算した額）をいう。）により評価した額の合計額が次条に規定する緊急取引証拠金所要額に満たない場合には、その不足額以上の額を、自己分の取引証拠金として、その日の午後4時までに本所に預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用預託することができる。

- 2 本所は、前項の規定により取引証拠金の預託を行わせることとした場合には、その旨を速やかに清算参加者に通知する。
- 3 前条第2項の規定は、第1項の取引証拠金について準用する。

（緊急取引証拠金所要額）

第13条 緊急取引証拠金所要額は、リスク再計算額に指数先物取引差金相当額及びオプション取引代金相当額を加減して得た額とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

（1）リスク再計算額

第5条第2項の規定中「自己の計算による」とあるのは「その日（指数先物取引又は指数オプション取引にあっては、その取引日）の本所が定める時間までにおける自己の計算による」と、「清算価格」とあるのは「緊急清算価格」と読み替えて同項の規定により計算した自己分の取引証拠金所要額に相当する額

(2) 指数先物取引差金相当額

指数先物取引について、次の a 及び b に定める額を合計した額とする。

- a その取引日の夜間立会及び日中立会のうち本所が定める時間までに行われた自己の計算による指数先物取引（本所が定める時間までのその取引日に行われた J-NE T デリバティブ取引（J-NE T 市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則等の特例第 2 条第 6 号に規定する J-NE T デリバティブ取引をいう。以下同じ。）を含む。以下この a において同じ。）、顧客の委託に基づく指数先物取引及び有価証券等清算取次ぎの委託に基づく指数先物取引について、その約定数値と緊急清算数値との差に相当する額
- b 前取引日の自己の計算による建玉、顧客の委託に基づく建玉及び有価証券等清算取次ぎの委託に基づく建玉について、前取引日の清算数値と緊急清算数値との差に相当する額

(3) オプション取引代金相当額

その日の日中立会における本所が定める時間まで（指数オプション取引にあっては、その取引日の夜間立会及び日中立会における本所が定める時間まで）に行われた自己の計算によるオプション取引（本所が定める時間までのその取引日に行われた J-NE T デリバティブ取引を含む。以下この号において同じ。）、顧客の委託に基づくオプション取引及び有価証券等清算取次ぎの委託に基づくオプション取引に係る取引代金に相当する額とする。

(緊急清算数値等)

第14条 本所は、第12条第1項の規定により取引証拠金を預託されることとした場合は、緊急清算価格及び緊急清算数値を定める。

2 前項の緊急清算数値又は緊急清算価格は、次に掲げる先物・オプション取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 指数先物取引

業務方法書第48条第2項から第4項までの規定は、指数先物取引に係る緊急清算数値について準用する。この場合において、同条第2項中「前項の清算数値」とあるのは「緊急清算数値」と、「その立会による取引日」とあるのは「その日の日中立会」と、同条第3項及び同条第4項中「清算数値」とあるのは「緊急清算数値」と読み替えるものとする。ただし、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日（当該取引最終日の終了する日の翌日に、主たる取引所金融商品市場（取引対象指数の算出者が当該取引対象指数の算出のために価格を採用している取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）における有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引が停止された場合又は当該取引最終日の終了する日の翌日までにCBOTがその開設する外国金融商品市場において取引されているNYダウを対象とした指数先物取引に類似の取引について最終清算数値を算定していない場合において本所が必要と認めるときは、当該取引最終日の終了する日の翌日から本所がその都度定める日まで）においては、本所が定める数値を当該限月取引の緊急清算数値とする。

(2) オプション取引

a その日が当該銘柄の権利行使日（各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日に、主たる取引所金融商品市場における有価証券の売買が停止された場合において本所が必要と認めるときは、当該取引最終日の終了する日の翌日から本所がその都度定める日までの日を含む。）以外の日である場合

第6条第2項及び第3項の規定は、オプション取引に係る緊急清算価格について準用する。この場合において、同条第2項中「前項の清算価格」とあるのは「緊急清算価格」と、同条第3項第1号中「オプション清算値段」とあるのは「緊急オプション清算値段」と、同条第3項第2号中「オプション清算数値」とあるのは「緊急オプション清算数値」と読み替えるものとする。

b 前a以外の場合

当該銘柄の本質的価値とする。

3 個別証券オプション特例第38条第2項の規定は、個別証券オプション取引に係る緊急オプション清算値段について準用する。この場合において、同項中「前項のオプション清算値段」とあるのは「緊急オプション清算値段」と、「その日のオプション対象証券の最終値段」とあるのは「本所が定める時間における直前のオプション対象証券の約定値段」と読み替えるものとする。

4 緊急オプション清算数値は、本所が定める時間における直前のオプション対象指数とする。ただし、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日（当該取引最終日の終了する日の翌日に、

主たる取引所金融商品市場における有価証券の売買が停止された場合において本所が必要と認めるときは、当該取引最終日の終了する日の翌日から本所がその都度定める日まで）においては、本所が定める数値を当該限月取引の緊急オプション清算数値とする。

第2款 非清算参加者の取引証拠金

（非清算参加者の自己分の取引証拠金の差入れ）

第14条の2 非清算参加者は、自己の計算による指數先物取引の売付け若しくは買付け又はオプション取引の売付けが成立した場合は、自己分の取引証拠金所要額以上の額の取引証拠金を、本所が定めるところにより、指定清算参加者に差し入れなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用差入れができる。

（非清算参加者の委託分の取引証拠金の差入れ又は預託）

第14条の3 非清算参加者は、顧客の委託に基づく指數先物取引の売付け若しくは買付け又はオプション取引の売付けが成立した場合は、次項に規定する委託分の取引証拠金所要額以上の額の取引証拠金を指定清算参加者に差し入れ又は預託しなければならない。

- 2 委託分の取引証拠金所要額は、各顧客の第34条第2項に規定する証拠金所要額をすべての顧客について合計した額とする。
- 3 非清算参加者は、顧客が差し入れた取引証拠金の全部を当該顧客の代理人として、指定清算参加者に差し入れなければなら

ない。

- 4 前項の規定にかかわらず、非清算参加者は、顧客が取引証拠金を差し入れた日から起算して4日目の日までの間においては、当該顧客が取引証拠金として差し入れた金銭の額及び有価証券の時価評価額（取引証拠金の差入れを行う日の前々日における時価により評価した額（当該有価証券がアメリカ合衆国財務省証券である場合には、その時価を取引証拠金の差入れを行う日の前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の1米ドル当たりの円貨額により円貨に換算した額））の合計額に相当する額以上の自己の金銭をもって取引証拠金として、指定清算参加者に差し入れができる。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用差入れができる。
- 5 非清算参加者は、顧客が委託証拠金を預託した場合においては、当該顧客が委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額に相当する額以上の自己の金銭をもって取引証拠金として、指定清算参加者に差し入れなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用差入れができる。
- 6 前項の規定にかかわらず、非清算参加者は、当該顧客が委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額に相当する額以上の自己の金銭をもって取引証拠金として、指定清算参加者に預託することができる。この場合において、当該取引証拠金（以下「非清算参加者証拠金」という。）は、有価証券をもって代用預託することができる。
- 7 第3項から前項までの場合において、各顧客が非清算参加者

に取引証拠金として差し入れた又は委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券を代用価格により評価した額の合計額が第34条第2項に規定する当該顧客の証拠金所要額に満たないときは、当該非清算参加者は、当該証拠金所要額から当該顧客が差し入れた取引証拠金又は預託した委託証拠金を差し引いた額以上の自己の金銭をもって指定清算参加者に取引証拠金として差し入れ又は非清算参加者証拠金として預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用差入れ又は代用預託することができる。

(非清算参加者の取次者に係る取引証拠金の預託に関する特則)
第14条の4 前条第3項の規定にかかわらず、非清算参加者は、顧客が非清算参加者に差し入れた取引証拠金が申込者の代理人として差し入れたものである場合は、その全部を当該申込者の代理人として指定清算参加者に差し入れなければならない。

(非清算参加者の取引証拠金の差入期限又は預託期限)
第14条の5 前3条の規定による取引証拠金の差入れ又は非清算参加者証拠金の預託は、指数先物取引の売付け若しくは買付け又はオプション取引の売付けが成立した日（指数先物取引又は指数オプション取引にあっては、当該成立した取引日の終了する日）の第9条に定める期限までの指定清算参加者が指定する日時までに、次の各号に掲げる区分のいずれに該当するか明示して、これを行うものとする。

- (1) 非清算参加者自己分の取引証拠金
- (2) 非清算参加者委託分の取引証拠金（直接預託分）

- (3) 非清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）
- (4) 非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）

（非清算参加者の取引証拠金の維持）

第14条の6 非清算参加者は、自己分の取引証拠金として指定清算参加者に差し入れている金銭の額及び有価証券を代用価格（計算する日の前日における時価に別表第2項に定める率を乗じた額（当該有価証券がアメリカ合衆国財務省証券である場合は、その時価に同項に定める率を乗じた額を計算する日の前日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の1米ドル当たりの円貨額により円貨に換算した額）をいう。次項及び第4項において同じ。）により評価した額の合計額が自己分の取引証拠金所要額に満たない場合は、その不足額以上の額を、自己分の取引証拠金として、不足額が生じた日の翌日の第9条に定める时限までの指定清算参加者が指定する日時までに、指定清算参加者に追加差入れしなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用差入れすることができる。

2 非清算参加者は、委託分の取引証拠金として指定清算参加者に差し入れ又は預託している金銭の額及び有価証券を代用価格により評価した額の合計額が委託分の取引証拠金所要額に満たない場合は、その不足額以上の額を、不足額が生じた日の翌日の第9条に定める时限までの指定清算参加者が指定する日時までに、指定清算参加者に取引証拠金として追加差入れ又は非清算参加者証拠金として追加預託しなければならない。

3 清算参加者は、指定清算参加者に、第14条の3第3項から第

6 項まで又は第14条の4の規定により顧客に係る取引証拠金として差し入れ又は非清算参加者証拠金として預託している金銭の額及び有価証券の時価評価額（計算する日の前日における時価により評価した額（当該有価証券がアメリカ合衆国財務省証券である場合は、その時価を計算する日の前日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の1米ドル当たりの円貨額により円貨に換算した額をいう。以下この項及び次条において同じ。）の合計額が、当該顧客が取引証拠金として差し入れた又は委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額に満たない場合には、その不足額以上の額を、不足額が生じた日の翌日の第9条に定める时限までの指定清算参加者が指定する日時までに、第14条の3第3項から第6項まで又は第14条の4に準じて指定清算参加者に委託分の取引証拠金として追加差入れ又は非清算参加者証拠金として追加預託しなければならない。

4 各顧客が取引証拠金として差し入れた又は委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券を代用価格により評価した額の合計額が第34条第2項に規定する当該顧客の証拠金所要額に満たないときは、非清算参加者は、その不足額以上の額を、不足額が生じた日の翌日の第9条に定める时限までの指定清算参加者が指定する日時までに、第14条の3第7項に準じて指定清算参加者に委託分の取引証拠金として追加差入れ又は非清算参加者証拠金として追加預託しなければならない。

第3款 取引証拠金に係る返還請求権

(取引証拠金に係る返還請求権)

第15条 本所に預託された清算参加者の各顧客に係る清算参加者委託分の取引証拠金に対する返還請求権は、清算参加者委託分の取引証拠金（直接預託分）として本所に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額並びに清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）のうち当該顧客により委託証拠金として預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額（当該顧客が差し入れた取引証拠金が本所に預託されるまでの間における当該取引証拠金に係る金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を含む。以下この項において「清算参加者顧客分現預託合計額」という。）を限度として、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める額に相当する部分について有するものとする。

(1) 当該顧客

清算参加者顧客分現預託合計額から当該顧客が清算参加者に対して負担する先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した額

(2) 清算参加者

清算参加者顧客分現預託合計額から、前号に定める額及び当該清算参加者が本所に対して支払い又は引き渡すべき当該顧客の委託に基づく先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した額

2 本所に預託された非清算参加者の各顧客に係る非清算参加者委託分の取引証拠金に対する返還請求権は、非清算参加者委託分の取引証拠金（直接預託分）として本所に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額並びに非清算参加

者委託分の取引証拠金（差換預託分）のうち当該顧客により委託証拠金として預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額（当該顧客が差し入れた取引証拠金が本所に預託されるまでの間における当該取引証拠金に係る金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を含む。以下この項において「非清算参加者顧客分現預託合計額」という。）を限度として、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める額に相当する部分について有するものとする。

(1) 当該顧客

非清算参加者顧客分現預託合計額から、当該顧客が非清算参加者に対して負担する先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した額

(2) 非清算参加者

非清算参加者顧客分現預託合計額から、前号に定める額及び当該非清算参加者が指定清算参加者に対して支払い又は引き渡すべき当該顧客の委託に基づく先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した額

(3) 指定清算参加者

非清算参加者顧客分現預託合計額から、前2号に定める額及び当該指定清算参加者が本所に対して支払い又は引き渡すべき当該顧客の委託に基づく先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した額

3 第1項の規定にかかわらず、清算参加者の顧客が取次者である場合において本所に預託された各申込者に係る清算参加者委託分の取引証拠金に対する返還請求権は、当該申込者により清算参加者委託分の取引証拠金（直接預託分）として本所に預

託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額、清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）として本所に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額のうち当該申込者により取次証拠金として預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額並びに清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として本所に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額のうち当該申込者により取次証拠金又は委託証拠金として預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額（当該顧客が差し入れた取引証拠金が本所に預託されるまでの間における当該取引証拠金に係る金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を含む。以下この項において「清算参加者申込者分現預託合計額」という。）を限度として、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める額に相当する部分について有するものとする。

(1) 当該申込者

清算参加者申込者分現預託合計額から、当該申込者が当該顧客に対して負担する先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した額

(2) 当該顧客

清算参加者申込者分現預託合計額から、前号に定める額及び当該顧客が清算参加者に対して負担する当該申込者の委託に基づく先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した額

(3) 清算参加者

清算参加者申込者分現預託合計額から、前2号に定める額及び当該清算参加者が本所に対して支払い又は引き渡すべき

当該申込者の委託に基づく先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した額

4 第1項の規定にかかわらず、清算参加者の顧客が取次者である場合において本所に預託された各取次者に係る清算参加者委託分の取引証拠金に対する返還請求権は、当該取次者により清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）として本所に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額のうち当該申込者により取次証拠金として預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を超えて本所に預託された額並びに清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として本所に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額のうち当該申込者により取次証拠金として預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を超えて委託証拠金として清算参加者に預託された額（当該顧客が差し入れた取引証拠金が本所に預託されるまでの間における当該取引証拠金に係る金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を含む。以下この項において「清算参加者取次者分現預託合計額」という。）を限度として、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める額に相当する部分について有するものとする。

(1) 当該顧客

清算参加者取次者分現預託合計額から、当該顧客が清算参加者に対して負担する先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額（前項第2号の規定により控除された額を除く。）を控除した額

(2) 清算参加者

清算参加者取次者分現預託合計額から、前号に定める額及び当該清算参加者が本所に対して支払い又は引き渡すべき当該顧客の委託に基づく先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額（前項第3号の規定により控除された額を除く。）を控除した額

5 第2項の規定にかかわらず、非清算参加者の顧客が取次者である場合において本所に預託された場合の各申込者に係る非清算参加者委託分の取引証拠金に対する返還請求権は、当該申込者により非清算参加者委託分の取引証拠金（直接預託分）として本所に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額、非清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）として本所に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額のうち当該申込者により取次証拠金として預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額並びに非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として本所に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額のうち当該申込者により取次証拠金又は委託証拠金として預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額（当該顧客が差し入れた取引証拠金が本所に預託されるまでの間における当該取引証拠金に係る金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を含む。以下この項において「非清算参加者申込者分現預託合計額」という。）を限度として、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める額に相当する部分について有するものとする。

(1) 当該申込者

非清算参加者申込者分現預託合計額から、当該申込者が当

該顧客に対して負担する先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した額

(2) 当該顧客

非清算参加者申込者分現預託合計額から、前号に定める額及び当該顧客が非清算参加者に対して負担する当該申込者の委託に基づく先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した額

(3) 非清算参加者

非清算参加者申込者分現預託合計額から、前2号に定める額及び当該非清算参加者が指定清算参加者に対して支払い又は引き渡すべき当該申込者の委託に基づく先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した額

(4) 指定清算参加者

非清算参加者申込者分現預託合計額から、前3号に定める額及び当該指定清算参加者が本所に対して支払い又は引き渡すべき当該申込者の委託に基づく先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した額

6 第2項の規定にかかわらず、非清算参加者の顧客が取次者である場合において本所に預託された各取次者に係る非清算参加者委託分の取引証拠金に対する返還請求権は、当該取次者により非清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）として本所に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額のうち当該申込者により取次証拠金として預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を超えて本所に預託された額並びに非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として本所に預託されている金銭の額及び有

価証券の時価評価額の合計額のうち当該申込者により取次証拠金として預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を超えて委託証拠金として非清算参加者に預託された額（当該顧客が差し入れた取引証拠金が本所に預託されるまでの間における当該取引証拠金に係る金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を含む。以下この項において「非清算参加者取次者分現預託合計額」という。）を限度として、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める額に相当する部分について有するものとする。

(1) 当該顧客

非清算参加者取次者分現預託合計額から、当該顧客が非清算参加者に対して負担する先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額（前項第2号の規定により控除された額を除く。）を控除した額

(2) 非清算参加者

非清算参加者取次者分現預託合計額から、前号に定める額及び当該非清算参加者が指定清算参加者に対して支払い又は引き渡すべき当該申込者の委託に基づく先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額（前項第3号の規定により控除された額を除く。）を控除した額

(3) 指定清算参加者

非清算参加者取次者分現預託合計額から、前2号に定める額及び当該指定清算参加者が本所に対して支払い又は引き渡すべき当該申込者の委託に基づく先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額（前項第4号の規定により控除された額を除く。）を控除した額

7 本所に預託された各清算参加者に係る清算参加者自己分の取引証拠金及び清算参加者委託分の取引証拠金に対する返還請求権は、清算参加者自己分の取引証拠金として本所に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額、清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として本所に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額のうち清算参加者に委託証拠金として預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額（当該顧客が差し入れた取引証拠金が本所に預託されるまでの間における当該取引証拠金に係る金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を含む。）を超えて本所に預託された額並びに非清算参加者自己分の取引証拠金（差換預託分）のうち非清算参加者が取引証拠金として差し入れた金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を超えて本所に預託された額並びに非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として本所に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額のうち当該非清算参加者により非清算参加者証拠金として清算参加者に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を超えて本所に預託された額（以下この項において「清算参加者分現預託合計額」という。）を限度として、清算参加者が、清算参加者分現預託合計額から当該清算参加者が本所に対して支払い又は引き渡すべきすべての先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額（第1項第2号、第2項第3号、第3項第3号、第4項第2号、第5項第4号、第6項第3号及び次項第2号の規定により控除された額を除く。）を控除した額に相当する部分について、当該清算参加者が有するものとする。

8 本所に預託された各非清算参加者に係る非清算参加者自己分の取引証拠金及び非清算参加者委託分の取引証拠金に対する返還請求権は、非清算参加者自己分の取引証拠金（直接預託分）として本所に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額、非清算参加者自己分の取引証拠金（差換預託分）として本所に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額のうち当該非清算参加者により取引証拠金として清算参加者に差し入れられている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額、非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として本所に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額のうち非清算参加者に委託証拠金として預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額（当該顧客が差し入れた取引証拠金が本所に預託されるまでの間における当該取引証拠金に係る金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を含む。）を超えて本所に預託された額並びに非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として本所に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額のうち非清算参加者が取引証拠金として差し入れた金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額（当該顧客が差し入れた取引証拠金が本所に預託されるまでの間における当該取引証拠金に係る金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を含む。）を超えて非清算参加者証拠金として預託された額（以下この項において「非清算参加者分現預託合計額」という。）を限度として、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める額に相当する部分について有するものとする。

(1) 当該非清算参加者

非清算参加者分現預託合計額から、当該非清算参加者が指定清算参加者に対して支払い又は引き渡すべきすべての先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額（第2項第2号、第5項第3号及び第6項第2号の規定により控除された額を除く。）を控除した額

(2) 指定清算参加者

非清算参加者分現預託合計額から、前号に定める額及び当該指定清算参加者が本所に対して支払い又は引き渡すべき当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額（第2項第3号、第5項第4号及び第6項第3号の規定により控除された額を除く。）を控除した額

9 取引証拠金の返還請求権の行使は、次の各号に定める方法によるものとする。

- (1) 清算参加者の有する返還請求権は、当該清算参加者が当該返還請求権の行使である旨を本所に通告し、これを行使するものとする。
- (2) 非清算参加者の有する返還請求権は、指定清算参加者が当該非清算参加者の代理人としてこれを行使するものとする。
- (3) 取引参加者の顧客の有する返還請求権は、当該取引参加者（当該取引参加者が非清算参加者である場合には、当該非清算参加者及びその指定清算参加者）が当該顧客の代理人としてこれを行使するものとする。
- (4) 申込者の有する返還請求権は、当該申込者の委託に基づく先物・オプション取引を顧客から受託した取引参加者（当該取引参加者が非清算参加者である場合には、当該非清算参加

者及びその指定清算参加者）が当該申込者の代理人としてこれを行使するものとする。

（代用有価証券）

第16条 第5条第1項，第7条第2項から第4項まで，第8条の2第2項から第4項まで，第10条第1項及び第2項，第12条第1項，第14条の2，第14条の3第4項から第7項まで並びに第14条の6第1項及び第2項に定める代用有価証券に関する事項は，別表に定める。

2 前項の規定のほか，取引証拠金の代用有価証券に関する事項については，本所が定める。

（取引証拠金所要額の通知及び申告）

第17条 本所は，毎日（指数先物取引又は指数オプション取引にあっては，毎取引日。以下この条及び次条において同じ。），建玉確定処理の後に，その日（指数先物取引又は指数オプション取引にあっては，取引日。以下この条及び次条において同じ。）の自己分の取引証拠金所要額を当該清算参加者又は当該非清算参加者に通知するものとする。

2 清算参加者は，その日の次項に規定する委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額を，本所が定める时限までに本所に申告するものとする。

3 委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額は，第34条第2項に規定する各顧客の証拠金所要額及び次項の規定により非清算参加者の取引証拠金所要額として非清算参加者が申告した額について合計した額とする。

4 非清算参加者は、毎日、その指定清算参加者に対し、その日の非清算参加者自己分の取引証拠金所要額及び非清算参加者委託分の取引証拠金所要額の合計額を、本所が定める时限までの当該指定清算参加者が指定する时限までに当該指定清算参加者に申告するものとする。

(国外取引参加者に対する取引証拠金所要額の通知)

第17条の2 前条第1項の規定にかかわらず、非清算参加者が国外取引参加者（取引参加者規程第3条第3項に規定する国外取引参加者をいう。以下この条において同じ。）である場合には、本所は、毎日、建玉確定処理の後に、当該国外取引参加者に係るその日の自己分の取引証拠金所要額を指定清算参加者に通知し、指定清算参加者が当該国外取引参加者に係るその日の自己分の取引証拠金所要額を当日中に当該国外取引参加者に通知するものとする。

(顧客の委託に基づく先物・オプション取引に関する事項の報告義務)

第18条 取引参加者は、顧客の委託に基づく建玉の数量その他顧客の委託に基づく先物・オプション取引に関する事項で本所が必要と認める事項について本所から報告を求められたときは、直ちに当該事項を記載した書面を本所に提出しなければならない。

第1節の2 建玉の移管

(建玉の移管)

第18条の2 取引参加者は、先物・オプション取引に係る未決済約定（以下「未決済約定」という。）について、次条に定めるところにより、他の取引参加者に引き継がせることができる。

(建玉の移管に係る手続き等)

第18条の3 取引参加者が前条に規定する他の取引参加者への未決済約定の引継ぎ（以下この節及び第38条において「建玉の移管」という。）を行おうとするときは、本所が定める时限までに、本所が指定する方法により、本所に申請を行わなければならない。

- 2 本所は、前項の申請を受けた場合には、審査により適當と認められたものについて、本所が定める時刻をもって、当該建玉の移管を行わせるものとする。
- 3 前項の規定により建玉の移管が行われた場合において、移管元取引参加者（他の取引参加者に未決済約定を引き継がせる取引参加者をいう。第38条において同じ。）又は移管先取引参加者（他の取引参加者から未決済約定を引き継ぐ取引参加者をいう。第38条において同じ。）が非清算参加者であるときは、当該移管元取引参加者又は移管先取引参加者は、遅滞なく、その旨を指定清算参加者に通知するものとする。
- 4 指数先物取引に係る建玉の移管は、当該建玉の移管を行う取引日の前取引日における各限月取引の清算数値を当該未決済約定に係る約定数値として行うものとする。

(建玉の移管の停止)

第18条の4 本所は、建玉の移管を行うためのシステムの稼働に支障が生じた場合等において建玉の移管を継続して行わせることが困難であると認める場合には、建玉の移管を停止することができる。

第2節 支払不能による売買停止等の場合における未決済約定の引継ぎ等

(支払不能取引参加者の自己の計算による未決済約定等の取扱い)

第19条 本所は、支払不能による売買停止等を行った場合は、支払不能による売買停止等を受けた取引参加者（以下「支払不能取引参加者」という。）の自己の計算による未決済約定（取引最終日が到来した限月取引の取引最終日後における当該限月取引の未決済約定を除く。以下この節において同じ。）及び次の各号に掲げる顧客の委託に基づく未決済約定について、本所が指定する他の取引参加者をして転売若しくは買戻し又は権利行使（これらの委託を含む。以下同じ。）を行わせることができるものとする。

- (1) 支払不能取引参加者に対する先物・オプション取引に係る債務について期限の利益を喪失している顧客
- (2) 支払不能取引参加者の子会社・親会社（子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3項に規定する子会社及び取引参加者が他の会社の総株主の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項

の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社をいう。)又は親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社及び他の会社が取引参加者の総株主の議決権の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社をいう。)である外国証券業者をいう。)のうち,本所が次条第1項に規定する未決済約定の引継ぎを行うことが適当でないと認める顧客

- 2 前項の場合においては, 本所が指定した他の取引参加者と支払不能取引参加者との間に委任契約が成立していたものとみなす。
- 3 第1項第2号の場合において, 取引参加者の子会社が他の会社の親会社である場合における当該他の会社及び他の会社が取引参加者の子会社の親会社である場合における当該他の会社は, 当該取引参加者の子会社とみなす。
- 4 第1項第2号の場合において, 他の会社が取引参加者の親会社の親会社である場合における当該他の会社及び取引参加者の親会社が他の会社の親会社である場合における当該他の会社は, 当該取引参加者の親会社とみなす。

(支払不能取引参加者の顧客の委託に基づく未決済約定の取扱い)

第20条 本所は, 支払不能による売買停止等を行った場合は, 支払不能取引参加者の顧客(前条第1項各号に掲げる顧客を除く。以下この条及び次条において同じ。)の委託に基づく未決済約定について, 本所が指定する他の取引参加者への引継ぎ又は本

所が指定する他の取引参加者をして転売若しくは買戻し若しくは権利行使を行わせることができるものとする。

2 本所が前項の他の取引参加者への未決済約定の引継ぎ（以下の節及び第3章第2節において「売買停止等時の建玉の移管」という。）又は他の取引参加者をして未決済約定の転売若しくは買戻し若しくは権利行使を行わせることとした場合には、支払不能取引参加者は、支払不能による売買停止等を受けた後、直ちに顧客に対して当該支払不能による売買停止等を受けた旨その他本所が必要と認める事項を通知しなければならない。

（支払不能取引参加者の顧客の委託に基づく未決済約定の引継ぎ等）

第21条 前条第1項に規定する売買停止等時の建玉の移管は、支払不能取引参加者の顧客が当該売買停止等時の建玉の移管について本所が指定する他の取引参加者に申し込み、かつ、当該他の取引参加者が本所が定める日時までに、当該申込みを受けた旨及び当該売買停止等時の建玉の移管について承諾した旨を証する書面を本所に提出した場合に行わせるものとする。

2 前項の場合において、本所は、支払不能取引参加者に対し、当該売買停止等時の建玉の移管を行うために本所が必要と認めた事項を記載した書面の提出を求めることができるものとし、当該売買停止等時の建玉の移管を受ける他の取引参加者に対し、当該書面を交付するものとする。

3 第18条の3第4項の規定は、売買停止等時の建玉の移管について準用する。

- 4 前条第1項に規定する支払不能取引参加者の顧客の委託に基づく未決済約定の転売若しくは買戻し又は権利行使（次項の場合を除く。）は、支払不能取引参加者が、当該支払不能取引参加者の顧客の委託に基づく未決済約定について当該顧客から転売若しくは買戻し又は権利行使に係る指示を受けた旨を証する書面を本所が定める日時までに本所に提出した場合に、本所が指定する他の取引参加者をして行わせるものとする。
- 5 本所は、前条第1項の支払不能取引参加者の顧客の委託に基づく未決済約定について、本所が定める日時までに第1項又は前項に規定する書面が提出されなかった場合には、本所が指定する他の取引参加者をして転売若しくは買戻し又は権利行使を行わせることができる。
- 6 前2項の場合においては、他の取引参加者と支払不能取引参加者との間に委任契約が成立していたものとみなす。

（支払不能取引参加者の委託分の取引証拠金の取扱い）

第22条 第20条第1項の規定により売買停止等時の建玉の移管を行った場合（移管を受けた当該他の取引参加者を以下この節及び第3章2節において「売買停止等時の移管先取引参加者」という。）には、当該顧客が返還請求権を有する委託分の取引証拠金について、当該売買停止等時の建玉の移管が行われた日に当該売買停止等時の移管先取引参加者（当該売買停止等時の移管先取引参加者が非清算参加者である場合には、当該売買停止等時の移管先取引参加者及びその指定清算参加者）を代理人として本所に預託したものとみなす。

(指定清算参加者が支払不能等により債務の引受けの停止を受けた場合における非清算参加者に対する措置)

第23条 第19条（第1項第2号を除く。）、第20条から前条までの規定は、指定清算参加者が業務方法書第68条第5項の規定により債務の引受けの停止を受けたことによって取引参加者規程第48条の規定により有価証券等清算取次ぎの委託の停止を行った場合について準用する。この場合において「支払不能による売買停止等」とあるのは、「指定清算参加者が支払不能等により債務の引受けの停止を受けたことによる有価証券等清算取次ぎの委託の停止」と、「支払不能取引参加者」とあるのは「指定清算参加者が支払不能等により債務の引受けの停止を受けた場合における非清算参加者」と読み替えるものとする。

2 指定清算参加者が業務方法書第68条第5項の規定により債務の引受けの停止を受けたことにより取引参加者規程第48条の規定により有価証券等清算取次ぎの委託の停止を受けた非清算参加者に対する措置として、当該非清算参加者の未決済約定について、本所が指定する他の取引参加者への引継ぎ又は本所が指定する他の取引参加者をして転売若しくは買戻し若しくは権利行使を行わせる場合には、第15条第9項第2号の指定清算参加者の代理権は消滅するものとする。

(差換預託分の取引証拠金等の換金)

第24条 本所が第19条第1項若しくは第20条第1項の規定により支払不能取引参加者の顧客の委託に基づく未決済約定について転売若しくは買戻し若しくは権利行使を行わせることとした場合又は第20条第1項の規定により支払不能取引参加者の

顧客の売買停止等時の建玉の移管を行わせることとした場合には、本所は、委託差換預託分の取引証拠金（支払不能取引参加者が清算参加者である場合には清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）をいい、支払不能取引参加者が非清算参加者である場合には非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）をいう。以下同じ。）として代用預託されている有価証券の全部又は一部を本所が適当と認める方法により換金することができる。この場合において、支払不能取引参加者及びその顧客（支払不能取引参加者が非清算参加者である場合には、支払不能取引参加者の指定清算参加者、支払不能取引参加者及びその顧客）と本所との間に委任契約が成立していたものとみなす。

- 2 本所が前条第1項において準用する第19条第1項若しくは第20条第1項の規定により非清算参加者の顧客の委託に基づく未決済約定について転売若しくは買戻し若しくは権利行使を行わせることとした場合又は非清算参加者の顧客の売買停止等時の建玉の移管を行わせることとした場合には、本所は、委託差換預託分の取引証拠金として代用預託されている有価証券の全部又は一部を本所が適当と認める方法により換金することができる。この場合において、当該非清算参加者の指定清算参加者、当該非清算参加者及びその顧客と本所との間に委任契約が成立していたものとみなす。
- 3 第1項の場合において、取次者が第19条第1項各号に掲げる顧客であるときは、本所は、取次者差換預託分の取引証拠金（支払不能取引参加者が清算参加者である場合には清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）をいい、支払不能取引

参加者が非清算参加者である場合には非清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）をいう。以下同じ。）として代用預託されている有価証券の全部又は一部を本所が適当と認める方法により換金することができる。この場合において、支払不能取引参加者、顧客及びその申込者（支払不能取引参加者が非清算参加者である場合には、支払不能取引参加者の指定清算参加者、支払不能取引参加者、顧客及びその申込者）と本所との間に委任契約が成立していたものとみなす。

4 第2項の場合において、取次者が第23条第1項において準用する第19条第1項第1号に掲げる顧客であるときは、本所は、取次者差換預託分の取引証拠金として代用預託されている有価証券の全部又は一部を本所が適当と認める方法により換金することができる。この場合において、当該非清算参加者の指定清算参加者、当該非清算参加者、顧客及びその申込者と本所との間に委任契約が成立していたものとみなす。

（差換預託分の取引証拠金等の取扱いの特例）

第25条 前条第1項又は第2項の規定により本所が有価証券を換金した場合は、委託差換預託分の取引証拠金は、支払不能取引参加者又は前条第2項の非清算参加者が委託差換預託分の取引証拠金として本所に預託している金銭及び当該換金に係る有価証券以外の有価証券並びに当該換金後の金銭の額から当該換金に要した費用を差し引いた額の金銭とする。

2 前条第3項又は第4項の規定により本所が有価証券を換金した場合は、取次者差換預託分の取引証拠金は、支払不能取引参加者又は前条第4項の非清算参加者が取次者差換預託分の取

引証拠金として本所に預託している金銭及び当該換金に係る有価証券以外の有価証券並びに当該換金後の金銭の額から当該換金に要した費用を差し引いた額の金銭とする。

(委託分の取引証拠金に係る返還請求権の特例)

第26条 第22条の規定により売買停止等時の移管先取引参加者（当該売買停止等時の移管先取引参加者が非清算参加者である場合には、当該非清算参加者及びその指定清算参加者）が預託したものとみなされる委託分の取引証拠金に係る顧客の返還請求権は、第41条の規定により当該顧客が差し入れたものとみなされる証拠金を限度とするものとし、当該返還請求権は、当該売買停止等時の移管先取引参加者（当該売買停止等時の移管先取引参加者が非清算参加者である場合には、当該非清算参加者及びその指定清算参加者）が代理人としてこれを行使するものとする。

2 本所が第19条第1項若しくは第20条第1項の規定（第23条第1項において準用する場合を含む。）により支払不能取引参加者（第23条第1項において準用する場合にあっては、指定清算参加者が支払不能等によって債務の引受けの停止を受けた場合における非清算参加者をいう。以下次条までにおいて同じ。）の顧客の委託に基づく未決済約定について転売若しくは買戻し若しくは権利行使を行わせることとした場合又は第20条第1項の規定（第23条第1項において準用する場合を含む。）により支払不能取引参加者の顧客の売買停止等時の建玉の移管を行わせることとした場合には、支払不能取引参加者の顧客（第20条第1項の規定（第23条第1項において準用する場合を

含む。)により売買停止等時の建玉の移管を行った顧客を除く。)に係る委託分の取引証拠金の返還請求権は、本所に対し直接行使することができるものとする。この場合において、当該顧客に係る委託分の取引証拠金が委託差換預託分の取引証拠金として預託されているときは、第41条第2項各号に掲げる額のうちいづれか小さい額を限度とするものとする。

(取次者に係る委託分の取引証拠金に係る返還請求権の特例)

第27条 本所が第19条第1項の規定(第23条第1項において準用する場合を含む。)により支払不能取引参加者の顧客の申込者の委託の取次ぎに基づく未決済約定について転売若しくは買戻し若しくは権利行使を行わせることとした場合において、取次者が同項各号に掲げる顧客であるときは、当該取次者の申込者は、第43条第1項各号に定める日以後に、当該取次者が第19条第1項各号に掲げる顧客である旨及び当該申込者が有する返還請求権の額を本所に通告し、本所に対し委託分の取引証拠金の返還請求権の直接行使に関する承諾を求めるものとする。

- 2 前項の場合において、本所は、支払不能取引参加者に対し本所が必要と認める書面の提出を求めることにより、当該通告事項の内容を確認するものとする。
- 3 本所は、前項の確認を行った場合は、当該返還請求権の直接行使に関する承諾を行うものとする。
- 4 第1項の場合において、当該申込者に係る委託分の取引証拠金(当該申込者からの直接預託分の取引証拠金として本所に預託されているものを除く。)に対する返還請求権は、次の各号

に掲げる額のうちいづれか小さい額を限度とするものとする。

(1) 顧客の申込者が顧客に取次証拠金として又は支払不能取引参加者に委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額（本所が支払不能による売買停止等を行った日の前日における時価により評価した額（当該有価証券がアメリカ合衆国財務省証券である場合には、その時価を当該支払不能による売買停止等を行った日の前日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の1米ドル当たりの円貨額により円貨を換算した額）をいう。以下この項及び第41条において同じ。）の合計額に相当する額

(2) 次のa及びbに掲げる額の合計額を、当該顧客の各申込者が当該顧客に取次証拠金として預託した又は委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額に相当する額に応じてあん分した額

a 第25条第1項に規定する委託差換預託分の取引証拠金の額を、各顧客が支払不能取引参加者に委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額に相当する額（当該支払不能取引参加者が顧客から差し入れられた取引証拠金を本所に預託するまでの間における当該取引証拠金として差し入れられた金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を含む。）に応じてあん分した額

b 第25条第2項に規定する取次者差換預託分の取引証拠金の額

5 本所は、前項の返還請求を受けた場合は、直接預託分の取引証拠金に係るものを受け、金銭により返還するものとする。

(移管された建玉に係る取引証拠金の返戻等)

第28条 売買停止等時の移管先取引参加者は、第22条の規定（第23条第1項において準用する場合を含む。）により預託したものとみなされた取引証拠金の返戻を受けようとする場合は、本所が必要と認める事項を本所に申告しなければならない。

(未決済約定の引継ぎ等に伴うその他の取扱い)

第29条 第19条から前条までに定めるもののほか、未決済約定の引継ぎ等に必要な事項は、本所がその都度定める。

第3章 受託契約準則の特例関係

第1節 証拠金等

(証拠金の差入れ又は預託)

第30条 顧客は、当該顧客の委託に基づく指數先物取引の売付け若しくは買付け又はオプション取引の売付けが成立した場合において、受入証拠金の総額（第34条第1項に規定する受入証拠金の総額をいう。以下同じ。）が証拠金所要額（同条第2項に規定する証拠金所要額をいう。以下同じ。）を下回っているとき又は当該顧客が証拠金として差し入れている金銭の額が顧客の現金支払予定額（同条第4項に規定する顧客の現金授受予定額のうち、当該顧客が支払うべき金額をいう。以下同じ。）を下回っているときは、受入証拠金の総額と証拠金所要額との差額（以下「総額の不足額」という。）又は当該顧客が証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額と当該顧客の現金

支払予定額との差額（以下「現金不足額」という。）のいずれか大きい額以上の額を証拠金として、当該不足額が発生した日の翌日（当該顧客が非居住者である場合は、当該不足額が発生した日から起算して3日目の日）までの取引参加者が指定する日時までに、取引参加者に差し入れ又は預託するものとする。

2 顧客が差し入れ又は預託する証拠金は、有価証券をもって代用することができる。ただし、現金不足額に相当する額の証拠金は、有価証券をもって代用することができないものとする。

（証拠金の追加差入れ又は追加預託）

第31条 取引参加者は、顧客に総額の不足額又は現金不足額が生じた場合には、いずれか大きい額以上の額を証拠金として、当該顧客から当該不足額が発生した日の翌日（当該顧客が非居住者である場合は、当該不足額が発生した日から起算して3日目の日）までの取引参加者が指定する日時までに差し入れ又は預託させなければならない。この場合において、現金不足額に相当する額の証拠金は、有価証券をもって代用させることができないものとする。

（指定先物・オプション取引に関する証拠金の取扱い）

第32条 第30条第1項及び前条の規定にかかわらず、取引参加者は、顧客に総額の不足額又は現金不足額が生じている場合において、当該顧客が国内の他の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における市場デリバティブ取引（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第21項に規定する取引をいう。）のうち本所が指定する取引（以下「指

定先物・オプション取引」という。)の委託を行っているときは、次の各号に掲げる額のいずれか大きい額以上の額を証拠金として差し入れ又は預託されれば足りるものとする。この場合において、第2号に掲げる額に相当する額の証拠金は、有価証券をもって代用させることができないものとする。

- (1) 当該顧客の総額の不足額から、当該顧客の委託に基づく指定先物・オプション取引が行われている金融商品取引所の定める受入証拠金の総額が当該金融商品取引所の定める証拠金所要額の総額を超えている場合の当該超過額を控除した額
- (2) 当該顧客の現金不足額から、当該顧客の委託に基づく指定先物・オプション取引が行われている金融商品取引所の定めるところにより引出しが可能である証拠金として差し入れられ又は預託されている金銭の額及び当該金融商品取引所の定めるところにより計算上の利益額の払出しが可能である場合における当該払出可能額を控除した額

(証拠金の区分)

第33条 前3条の規定に基づき顧客が取引参加者に差し入れ又は預託した証拠金のうち顧客の現金支払予定額に相当する額の金銭以外の金銭又は有価証券については、当該顧客が取引証拠金として差し入れたものとする。ただし、当該顧客の同意（金融商品取引所等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第54号）第66条に規定する同意をいう。）がある場合には、委託証拠金として預託したものとすることができます。

2 前項の場合において、顧客が取次者であるときは、当該顧客が取引証拠金又は委託証拠金として差し入れ又は預託する金

錢又は有価証券が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかを明示するものとする。

- (1) 申込者が差し入れた金錢又は有価証券
- (2) 申込者が預託した金錢又は有価証券に代えて、当該顧客が差し入れ又は預託した自己の保有する金錢又は有価証券

(受入証拠金の総額等の計算方法)

第34条 受入証拠金の総額は、先物・オプション取引口座において当該顧客が証拠金として差し入れ又は預託している金錢の額及び有価証券を代用価格（計算する日の前日における時価に次条第1項において準用する別表第2項に定める率を乗じた額（アメリカ合衆国財務省証券については、その時価に同項に定める率を乗じた額を当該計算する日の前日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の1米ドル当たりの円貨額により円貨に換算した額）を超えない額をいう。）により評価した額の合計額に、第4項に規定する当該顧客の現金授受予定額を加減して得た額をいう。

2 証拠金所要額は、顧客分のネット・オプション価値の総額が正の場合は、顧客分のSPAN証拠金額から当該顧客分のネット・オプション価値の総額を差し引いて得た額とし、顧客分のネット・オプション価値の総額が負の場合は、その絶対値の額を顧客分のSPAN証拠金額に加えて得た額とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 顧客のSPAN証拠金額

先物・オプション取引に係る当該顧客の委託に基づく建玉

について、S P A Nにより計算した証拠金額とする。

(2) 顧客のネット・オプション価値の総額

次のa又はbに掲げる顧客の買オプション価値の総額から顧客の売オプション価値の総額を差し引いて得た額とする。

a 顧客の買オプション価値の総額は、当該顧客の委託に基づく買建玉が売建玉を上回るオプション取引の銘柄のそれぞれについて、次の(a)及び(b)に定めるところにより算出した額の合計額とする。

(a) 個別証券オプション取引については、当該顧客の委託に基づく買超数量にその日の当該銘柄の清算価格を乗じて得た額に、当該銘柄に係る個別証券オプション1単位のオプション対象証券の数量を乗じて算出した額

(b) 指数オプション取引については、当該顧客の委託に基づく買超数量に計算する日に終了する取引日の当該銘柄の清算価格を乗じて得た額に、当該銘柄に係る取引換算額を乗じて算出した額

b 顧客の売オプション価値の総額は、当該顧客の委託に基づく売建玉が買建玉を上回るオプション取引の銘柄のそれぞれについて、次の(a)及び(b)に定めるところにより算出した額の合計額とする。

(a) 個別証券オプション取引については、当該顧客の委託に基づく売超数量にその日の当該銘柄の清算価格を乗じて得た額に、当該銘柄に係る個別証券オプション1単位のオプション対象証券の数量を乗じて算出した額

(b) 指数オプション取引については、当該顧客の委託に基づく売超数量に計算する日に終了する取引日の当該銘柄の

清算価格を乗じて得た額に、当該銘柄に係る取引換算額を乗じて算出した額

3 計算上の損益額は、顧客の委託に基づく指數先物取引の相場の変動に基づく利益に相当する額（当該顧客の未決済約定（取引最終日における取引が終了した限月取引に係る未決済約定を除く。以下同じ。）について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日に終了する取引日の清算数値との差益に日経300、MSCI JAPAN、RNP指數及び日経平均V Iに係るものにあっては1万円、Large取引及び業種別指數に係るものにあっては1,000円、Mini取引及びNYダウに係るものにあっては100円を乗じて得た額をいう。）の合計額から、当該顧客の委託に基づく指數先物取引の相場の変動に基づく損失に相当する額（当該顧客の未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日に終了する取引日の清算数値との差損に日経300、MSCI JAPAN、RNP指數及び日経平均V Iに係るものにあっては1万円、Large取引及び業種別指數に係るものにあっては1,000円、Mini取引及びNYダウに係るものにあっては100円を乗じて得た額をいう。）の合計額及び第37条の規定により払出しを行った場合の当該払出額の合計額を差し引いて得た損益額とする。

4 顧客の現金授受予定額は、計算する日における前項に規定する計算上の損益額に、顧客の委託に基づく指數先物取引の決済損益額のうち当該顧客との間で授受を終了していないもの及びオプション取引の取引代金（指數オプション取引については、指數オプション特例第66条に規定する決済のために授受する金銭の額をいうものとする。）のうち当該顧客との間で授受を

終了していないものの合計額を加減した額から当該顧客の負担すべき額で取引参加者が必要と認める額を減じて得た額に相当する金銭の額とする。

(証拠金の有価証券による代用)

第35条 第16条の規定は、第30条第2項の規定により有価証券をもって代用する場合に準用する。この場合において、別表第1項中「本所の定める率を乗じた額」とあるのは「本所の定める率を乗じた額を超えない額」と読み替えるものとする。

2 顧客が次の各号に掲げる有価証券を差し入れ又は預託する場合には、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）に基づく口座の振替により当該差入れ又は預託を行うものとし、当該差入れ又は預託を行うときは、あらかじめ取引参加者の同意を得るものとする。

(1) 株券（外国株券を除く。）、優先出資証券、投資信託の受益証券、受益証券発行信託の受益証券、債券（新株予約権付社債券を除く。）及び転換社債型新株予約権付社債券

(2) 投資証券のうち国内の金融商品取引所に上場されているもの

3 顧客が外国株券、外国株預託証券、外国投資信託の受益証券、外国投資証券又は外国受益証券発行信託の受益証券を差し入れ又は預託する場合には、株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」という。）が定める「外国株券等の保管及び振替決済に関する規則」に規定する口座の振替により当該差入れ又は預託を行うものとし、当該差入れ又は預託を行うときは、あらかじめ取引参加者の同意を得るものとする。

4 顧客がアメリカ合衆国財務省証券を差し入れ又は預託する場合には、あらかじめ取引参加者の同意を得るものとする。

(証拠金の引出しの制限)

第36条 取引参加者は、顧客から証拠金として差し入れられ又は預託されている金銭又は有価証券を引き出させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に掲げる額を超えない額に相当する金銭又は有価証券については、この限りでない。

(1) 引き出させる際ににおける当該顧客の受入証拠金の総額が証拠金所要額を上回っている場合には、その超過額を別表第2項に定める率をもって除した額（アメリカ合衆国財務省証券については、当該超過額を東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場の1米ドル当たりの円貨額により米貨に換算した額を同項に定める率をもって除した額をいう。次号において同じ。）に相当する有価証券又は当該超過額と現金超過額（証拠金として差し入れられ又は預託されている金銭の額が当該顧客の現金支払予定額を超えている場合の当該超過額をいう。以下同じ。）のいずれか小さい額に相当する額の金銭

(2) 当該顧客が証拠金として差し入れ又は預託している有価証券を金銭又は他の有価証券と差し換える場合には、当該金銭の額又は当該他の有価証券の額（第34条第1項に規定する代用価格により評価した額をいう。以下この項において同じ。）を別表第2項に定める率をもって除した額に相当する有価証券

(3) 当該顧客が証拠金として差し入れ又は預託している金銭の

うち現金超過額に相当する金銭を有価証券と差し換える場合には、当該有価証券の額に相当する額の金銭

2 前項の規定にかかわらず、取引参加者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める金銭又は有価証券を引き出させることができる。

(1) 顧客が個別証券オプション取引における権利行使により成立するオプション対象証券の売買に係る決済を当該顧客から証拠金として差し入れられ又は預託されている金銭の交付により行おうとする場合であって、当該顧客の受入証拠金の総額（当該交付に係る金銭の額を除く。）が証拠金所要額の総額（当該権利行使に係る額を除く。）を上回り、かつ、当該交付に係る金銭を引き出してもなお現金超過額があるとき。

当該交付に係る金銭

(2) 顧客が個別証券オプション取引における権利行使により成立するオプション対象証券の売買に係る決済を当該顧客から証拠金として差し入れられ又は預託されている当該オプション対象証券の交付により行おうとする場合であって、当該顧客の受入証拠金の総額（当該交付に係るオプション対象証券に相当する額を除く。）が証拠金所要額（当該権利行使に係る額を除く。）を上回っているとき。

当該交付に係るオプション対象証券

（計算上の利益額の払出し）

第37条 取引参加者は、顧客の請求に応じ、当該顧客の計算上の利益額に相当する金銭を、払い出すことができる。

2 前項の払出しは、当該顧客の受入証拠金の総額が証拠金所要

額を上回っているときの差額を限度とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 当該払い出した金銭を、当該顧客が証拠金として当該取引参加者に差し入れ又は預託することとする場合。
- (2) 顧客が個別証券オプション取引における権利行使により成立するオプション対象証券の売買に係る決済を当該払い出した金銭の交付により行おうとする場合であって、当該顧客の受入証拠金の総額（当該交付に係る金銭を除く。）が証拠金所要額（当該権利行使に係る額を除く。）を上回っているとき。

第1節の2 建玉の移管

（建玉の移管に係る顧客の手続き等）

第38条 顧客は、建玉の移管を希望するときは、先物・オプション取引口座を設定している移管元取引参加者及び移管先取引参加者の承諾をあらかじめ受け、それぞれの指定する日時までに、移管元取引参加者及び移管先取引参加者に対し、次の各号に掲げる先物・オプション取引の区分に従い、当該各号に掲げる事項を指示するものとする。

- (1) 指数先物取引
 - a 取引対象指数
 - b 限月取引
 - c 売付け又は買付けの別
 - d 数量
 - e 移管元取引参加者に指示する場合にあっては移管先取引参加者名、移管先取引参加者に指示する場合にあっては移

管元取引参加者名

(2) オプション取引

- a 個別証券オプション取引にあってはオプション対象証券、指數オプション取引にあっては取引対象指數
- b プットオプション又はコールオプションの別
- c 限月取引
- d 権利行使価格
- e 売付け又は買付けの別
- f 数量
- g 移管元取引参加者に指示する場合にあっては移管先取引参加者名、移管先取引参加者に指示する場合にあっては移管元取引参加者名

2 指數先物取引に係る建玉の移管は、当該建玉の移管を行う取引日の前取引日における各限月取引の清算数値を当該未決済約定に係る約定数値として行うものとする。

3 第18条の3の規定により建玉の移管が行われた場合には、同条第2項に規定する時間をもって、当該未決済約定についての顧客と移管元取引参加者との間の委託が終了し、同時に、当該未決済約定についての顧客と移管先取引参加者との間の委託が新たに成立するものとする。

第2節 支払不能による売買停止等の場合における未決済約定の引継ぎ等

(支払不能取引参加者による通知)

第38条の2 本所が第19条第1項若しくは第20条第1項の規定

(第23条第1項において準用する場合を含む。)により他の取引参加者をして未決済約定の転売若しくは買戻し若しくは権利行使を行わせることとした場合又は第20条第1項の規定(第23条第1項において準用する場合を含む。)により売買停止等時の建玉の移管を行わせることとした場合には、支払不能取引参加者(指定清算参加者が支払不能等により債務の引受けの停止を受けた場合における非清算参加者を含む。)は、支払不能による売買停止等(指定清算参加者が支払不能等により債務の引受けの停止を受けたことによる非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託の停止を含む。)を受けた後、直ちに顧客に対してその旨その他本所が必要と認める事項を通知しなければならない。

- 2 前項の通知を受けた顧客が取次者である場合は、当該顧客は、その申込者に対して当該通知に準じた事項を通知しなければならない。

(顧客の建玉の移管に係る手続き)

第39条 顧客(第19条第1項各号に掲げる顧客を除く。以下この条及び次条において同じ。)は、前条第1項に規定する通知を受けた場合において、売買停止等時の建玉の移管を希望するときは、本所が指定した他の取引参加者のうち一の者に売買停止等時の建玉の移管について申し込み、本所が定める日時までにその承諾を受けなければならない。

- 2 前項の売買停止等時の建玉の移管についての承諾を受けた顧客は、指數先物特例、個別証券オプション特例又は指數オプション特例の規定により売買停止等時の移管先取引参加者に先

物・オプション取引口座を設定するものとする。ただし、現に当該売買停止等時の移管先取引参加者に先物・オプション取引口座を設定している場合は、この限りでない。

3 第38条第2項の規定は、売買停止等時の建玉の移管について準用する。

(顧客の転売若しくは買戻し又は権利行使に係る手続き)

第40条 顧客は、第38条の2第1項の通知を受けた場合において、未決済約定について転売若しくは買戻し又は権利行使を希望するときは、本所が定める日時までに、支払不能取引参加者（指定清算参加者が支払不能等により債務の引受けの停止を受けた場合においては非清算参加者）にその旨を指示するものとする。

(証拠金の特例)

第41条 第39条第1項の売買停止等時の建玉の移管が行われた場合は、顧客は、支払不能取引参加者（指定清算参加者が支払不能等により債務の引受けの停止を受けた場合においては非清算参加者。以下この条において同じ。）が本所に預託していた当該顧客に係る委託分の取引証拠金（第15条の規定により当該顧客又はその申込者が返還請求権を有する部分に限る。次項において同じ。）を、取引証拠金として売買停止等時の移管先取引参加者に差し入れたものとみなす。

2 前項の場合において、顧客に係る委託差換預託分の取引証拠金として預託されているものについては、次の各号に掲げる額のうちいずれか小さい額を、取引証拠金として差し入れたもの

とみなす。

- (1) 顧客が支払不能取引参加者に委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額（支払不能取引参加者が当該顧客から差し入れられた取引証拠金を本所に預託するまでの間における当該取引証拠金に係る金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を含む。）に相当する額
- (2) 支払不能取引参加者が本所に預託していた委託差換預託分の取引証拠金から、当該支払不能取引参加者が委託差換預託分の取引証拠金として代用預託していた有価証券を本所が換金したときの当該換金に要した費用を差し引いた額を、各顧客が支払不能取引参加者に委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額（支払不能取引参加者が当該顧客から差し入れられた取引証拠金を本所に預託するまでの間における当該取引証拠金に係る金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を含む。）に相当する額に応じてあん分した額

（証拠金の返還の特例）

第42条 売買停止等時の移管先取引参加者は、第39条第1項の売買停止等時の建玉の移管が行われた場合において、その日以後に顧客から前条第2項に規定する取引証拠金の返還請求を受けたときは、金銭により返還するものとする。

（取引証拠金の返還の特例）

第43条 顧客は、第26条第2項の規定により委託分の取引証拠金の返還請求権を本所に対し直接行使する場合は、次の各号に掲

げる取引の区分に従い、当該各号に定める日以後において、本所が必要と認める事項を本所に申告することにより行うものとする。

(1) 指数先物取引

当該顧客の委託に基づく未決済約定について、転売若しくは買戻し又は最終決済が行われた日

(2) オプション取引

当該顧客の委託に基づく未決済約定について、買戻しが行われた日又は権利行使日

2 前項の場合において、当該顧客に係る委託差換預託分の取引証拠金として預託されているものの返還請求を受けたときは、本所は金銭により返還するものとする。

第3節 顧客と申込者との契約

(顧客と申込者との契約)

第44条 顧客が取次者である場合は、あらかじめ、顧客はその申込者との間でこの規則に定める事項に準じた内容の契約を締結するものとする。

第4章 雜則

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第45条 先物・オプション取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託した取引

参加者を当該先物・オプション取引の取次ぎを行う者とみなして、第3条、第2章及び第3章の規定を適用する。

(ギブアップに対する適用)

第45条の2 指数先物特例第33条第3項、個別証券オプション特例第39条第3項又は指数オプション特例第38条第3項の規定により新たに発生した先物・オプション取引については、清算執行取引参加者が当該先物・オプション取引を行った者とみなして、第2章及び第3章の規定を適用する。

(証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する必要事項の決定)

第46条 本所は、この規則に定める事項のほか、先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する必要がある場合には、所要の取扱いについて規則により定めることができる。

付 則

- 1 この規則は、平成15年1月14日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、それぞれ、転換社債型新株予約権付社債又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債とみなして、この規則を適用する。

付 則

この規則は、平成15年1月27日から施行する。

付 則

この規則は、平成15年2月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成16年9月10日から施行する。

付 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、本所が定める日から施行する。
- 2 この規則施行の日（以下「施行日」という。）の前日において日本証券業協会に登録されていた有価証券を施行日及び施行日の翌日に差し入れる場合における改正後の別表第2項の規定の適用は、施行日の前々日及び前日に日本証券業協会が公表した最終価格（午後3時現在における直近の売買価格）を各々の日における国内の証券取引所の売買立会における最終価格とみなす。

（注）「本所が定める日」は平成16年12月13日

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成17年4月25日から施行する。

付 則

この規則は、平成17年12月19日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成18年1月10日から施行する。
- 2 顧客は、この規則施行の際、現に債券（国債証券、新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）を本券により取引参加

者に差し入れている場合には、平成18年6月30日までに返戻を受けるものとする。

付 則

- 1 この規則は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 前項で定める日より前に募集の決議があった改正前の第35条第3項第1号に規定する新株予約権付社債券等については、改正後の同号に規定する転換社債型新株予約権付社債券とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

この規則は、平成18年7月18日から施行する。

付 則

この規則は、本所が定める日から施行する。

(注)「本所が定める日」は平成18年7月24日

付 則

この規則は、平成19年1月4日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年2月26日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年5月21日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年9月18日から施行する。

付 則

この規則は、本所が定める日から施行する。

(注)「本所が定める日」は平成19年9月30日

付 則

この規則は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この規則は、平成20年1月4日から施行する。

付 則

この規則は、平成20年1月4日から施行する。ただし、第13条第3号の改正規定は、株券オプション取引については、同年1月15日から施行する。

付 則

この規則は、平成20年4月21日から施行する。

付 則

この規則は、平成20年12月26日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年6月12日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年6月16日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年9月28日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年12月30日から施行する。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この規則は、平成23年2月28日から施行する。ただし、第32条及び別表第2項（注）4の改正規定は、同年1月1日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成23年2月14日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により売買を行うことができない又はそのおそれがあると本所が認める場合には、平成23年2月14日以後の本所が定める日から施行する。

付 則

この規則は、平成23年7月19日から施行する。

付 則

この規則は、平成24年1月30日から施行する。

付 則

この規則は、平成24年2月27日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

別 表

代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表

- 1 第16条（第35条において準用する場合を含む。）の有価証券の代用価格は、当該有価証券の差入日又は預託日の前々日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）における時価に本所の定める率を乗じた額（第35条において準用する場合にあっては、本所の定める率を乗じた額を超えない額）とする。ただし、本所は、業務方法書第28条第3項の規定により、代用価格を変更することができる。
- 2 前項の有価証券の種類、時価及び本所の定める率は以下のとおりとする。

有価証券の種類	時価	時価に乘すべき率
日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 国債証券（変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の97 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の95 f 残存期間30年
国債証券	金融商品取引所（注1）における最終価格（注2）	

			超のもの 100分の95 (2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の98 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の96 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 (3) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の98 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の96 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 f 残存期間30年超のもの 100分の92
政府保証債券 金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券（注）	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの 売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されて	当該売買参考統計値のうち平均値 金融商品取引所（注1）における最終価格（注2）	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の98 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の96

3)	いるもの		(4) 残存期間 10年超 20年以内のもの 100分の 96 (5) 残存期間 20年超 30年以内のもの 100分の 94 (6) 残存期間 30年超 のもの 100分の 94
アメリカ合衆国財務省証券	ニューヨーク市場における前日の最終の気配相場		(1) 残存期間 1年以内のもの 100分の 85 (2) 残存期間 1年超 5年以内のもの 100分の 85 (3) 残存期間 5年超 10年以内のもの 100分の 85 (4) 残存期間 10年超 20年以内のもの 100分の 84 (5) 残存期間 20年超 30年以内のもの 100分の 83 (6) 残存期間 30年超 のもの 100分の 83
地方債証券 (注3)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの 売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	当該売買参考統計値のうち平均値 金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(1) 残存期間 1年以内のもの 100分の 98 (2) 残存期間 1年超 5年以内のもの 100分の 98 (3) 残存期間 5年超 10年以内のもの 100分の 96 (4) 残存期間 10年超 20年以内のもの 100分の 96 (5) 残存期間 20年超 30年以内のもの 100分の 94 (6) 残存期間 30年超 のもの 100分の 94

特殊債券 (政府保証 債券を除く。) (注4)	日本証券業協会が 売買参考統計値を 発表するもの	当該売買参考統計値の うち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の97 (2) 残存期間1年超 5年以内のもの 100分の97 (3) 残存期間5年超 10年以内のもの 100分の95 (4) 残存期間10年超 20年以内のもの 100分の95 (5) 残存期間20年超 30年以内のもの 100分の93 (6) 残存期間30年超 のもの 100分の93
	売買参考統計値が 発表されていない もののうち国内の 金融商品取引所に おいて上場されて いるもの	金融商品取 引所(注1) における最 終価格(注 2)	
円貨建外国 債券(金融 商品取引法 施行令第2 条の11に定 める債券で ある円貨債 券、転換社 債型新株予 約権付社債 券及び交換 社債券を除 く。)(注 3)(注4)	日本証券業協会が 売買参考統計値を 発表するもの	当該売買参考統計値の うち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の83 (2) 残存期間1年超 5年以内のもの 100分の83 (3) 残存期間5年超 10年以内のもの 100分の81 (4) 残存期間10年超 20年以内のもの 100分の81 (5) 残存期間20年超 30年以内のもの 100分の79 (6) 残存期間30年超 のもの 100分の79
公社債投資 信託の受益 証券	社団法人投資信託 協会が前日の時価 を発表するもの	当該時価	100分の85
転換社債型 新株予約権 付社債券 (注3) (注5)	国内の金融商品取 引所に上場されて いるもの	金融商品取 引所(注1) における最 終価格(注 2)	100分の80

交換社債券 (注3) (注6)			
株券 優先出資証券 外国株預託証券 外国投資信託の受益証券 外国投資証券 受益証券発行信託の受益証券 外国受益証券発行信託の受益証券	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	100分の70
投資信託の受益証券 (公社債投資信託の受益証券を除く。) 投資証券	国内の金融商品取引所に上場されているもの 社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2) 当該時価	100分の70

- (注) 1 複数の金融商品取引所に上場している銘柄については、本所が定める順位により選択した金融商品取引所とする。
- 2 最終価格については、当該金融商品取引所において気配表示が行われている場合は当該最終気配値段をいう。
- 3 発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。
- 4 特殊債券(政府保証債券を除く。), 社債券(新株予約権付社

債券及び交換社債券を除く。) 及び円貨建外国債券（金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第2条の11に定める債券である円貨債券, 転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。) については, 適格格付機関（法第2条第36項に規定する信用格付業者及び金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいう。) から取得している格付がすべてA格相当以上であること等, 発行企業の信用力その他の事情を勘案して, 本所が適当と認めるものに限る。

5 転換社債型新株予約権付社債券については, 国内の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行するものに限る。

6 交換社債券とは, 社債券（外国法人により発行されるものを含む。) であって, それを保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。

3 前項の規定における本所が定める順位は, 第一順位は, 本所とし, それ以降は, 取引所・業界団体等コード（証券コード協議会の定めるものをいう。) の順序とする。ただし, 国債証券にあっては, 取引所・業界団体等コード（証券コード協議会の定めるものをいう。) の順序とする。